

みずほ通知預金規定（通帳口・リーフ口・証書口）

1. 預け入れの最低金額

この預金の預け入れは 1 口 50,000 円以上とします。

2. （リーフ口の場合） 明細表の保管

この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して交付し、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。

なお、当行が交付した預金取引明細表は「預金取引明細帳（Statement of Account Binder）」にとじ込んで保管してください。

3. 預金の支払時期等

(1)この預金は、預入日から 7 日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2)この預金の解約にあたっては、解約する日の 2 日前までに取引店に通知してください。

4. 証券類の受け入れ

(1)小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2)受け入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、当該受け入れを取り消したうえ、その証券類は取引店で返却します。

5. 利息

(1)この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2)この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)この預金の付利単位は 10,000 円とします。

6. 預金の解約

(1)この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書（または証書裏面の受取欄）に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳（または証書）とともに提出してください。ただし、リーフ口の場合は通帳（または証書）の提出は不要です。なお、この場合、当行は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。

(2)（通帳口・リーフ口の場合）解約は預金 1 口ごとに取り扱います。その一部の解約はいたしません。

7. 届出事項の変更等

(1)通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2)通帳・証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳および証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)通帳および証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(4)預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

8. 成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 印鑑照合

払戻請求書（または証書）、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 譲渡、質入れの禁止

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利（通帳口の場合、通帳を含みます。）および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1)第3条にかかわらず、この預金は、支払時期が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取

り扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。通帳口・証書口の場合は、それに加え、通帳または証書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行が負担するものとします。

(4)第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 2. 準拠法令、合意管轄

(1)この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2)この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 3. 規定の改定

この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または A T M コーナーにおいて、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以 上

反社会的勢力の排除に係る規定

第1条 反社会的勢力との取引拒絶

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

第2条 取引の停止、口座の解約

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

第3条

本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。

また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取り扱われるものとします。

以上

休眠預金等活用法に係る規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当行ウェブサイトに掲示します。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

3. (総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5.（規定の改定）

この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。

以 上